

# 台湾における体育・スポーツ政策に関する一考察 — 「振興野球運動総計画」の内容にみる政治的意味—

A Study on Physical Education and Sports Policy:  
The Political Implications of the Revitalization Plan for Baseball in Taiwan

童 安佚  
Ani TUNG

鳴門教育大学大学院 グローバル教育コース  
Global Education Course, Graduate School, Naruto University of Education

## 要旨

本研究の目的は、台湾の「振興野球運動総計画」の内容及び台湾の体育・スポーツ政策に関する組織の仕組みの変容を提示した上、日本のスポーツ基本計画との比較を通してそこにみる政治的な意味を明らかにすることである。「振興野球運動総計画」には、学生野球からプロ野球まで全面的に振興することが明示され、この政策の背景には、台湾の国際社会へのアピールであることも掲げられている。さらに日本のスポーツ基本計画との比較から、台湾の野球政策はより政治的意味が反映されたと考えられる。

このようなことから、台湾の体育・スポーツ政策の主管機関に変化があったとしても、野球振興に対しては、一貫した特殊性があると結論づけた。

キーワード：台湾野球, スポーツ政策, 政治的意味

## 1. はじめに

2008年10月と2009年10月に2年連続でプロ野球選手の八百長事件が発覚し、2009年11月29日、野球ファンによって自主的に結成された組織である「球迷凍未条行動連盟（ファンもう我慢できない行動をしよう連盟）」は、「上街頭、救棒球！（みんな集まれ、野球を救おう！）」というスローガンの下、約千人が集結して、デモを行った<sup>1</sup>。こうした野球ファンの訴えに対応するため、当時の台湾総統の馬英九は12月1日「野球国是座談会」を開き、プロ野球だけではなく、野球振興に関する具体的な課題を設定し、政策の立案に向けて一歩を踏み出した。

その後、「振興棒球運動總計劃執行策略簡報（振興野球総計画執行策略プレゼン会議）」を開き、野球振興

に力を注ぐ明確な決意を示した（總統府新聞, 2009）。そして、2010年3月には行政院体育委員会（Sports Affairs Council, 以下「体委会」と略す）によってスポーツ政策である「振興野球運動総計画（以下「総計画」と略す）」が公表され、4年間のスパンで学生野球をはじめ、社会人野球、プロ野球、ナショナルチームに対して、細かい目標が掲げられ、政府予算を投入して野球に特化したスポーツ振興政策を推進する方針が示された。

2010年より実施された総計画について、2011年度による執行状況報告が行われ、執行状況と成果が公表されている（立法院公報, 2011）。しかし、執行状況と成果について報告があった一方、なぜ総計画が打ち出されたかについて、またその政治的な意味と結びつく議論などはなかった。台湾の競技スポーツ政策の発展に対する翁の研究がある（翁, 2009）。翁によれば、

<sup>1</sup> このデモは、同年10月31日の野球ファンの署名活動及び11月1日のパレードの関連活動でもあり、主に政府、プロ野球連盟、球団に対して、プロ野球の全般的な改善を訴えた。この一連の活動は、メディアと政府に注目された。デモを主催する団体「球迷凍未条行動連盟」は2010年に「台湾運動文化協会」を設立し、今も野球をはじめ、台湾のスポーツ文化の普及に尽力している。

1996年以前の台湾の競技スポーツ政策は、学校体育の範疇内であり、主にトッパーダウン型であった。1997年の体委会が成立した以降の競技スポーツ政策について、競技スポーツ主管の体委会と学校体育主管の教育部の連携不良のため、競技スポーツ政策の発展が停滞していると説明している。理由は、競技スポーツの国家代表選手のうち、7割は学校の学生という身分であるため、体委会は、教育部に政策を傳達しないと選手の招集ができなかったからである。体委会と教育部の両者の関係はいいとは言えないと翁は指摘している(翁, 2009, p.109)。

翁は、台湾の体育・スポーツの歴史的発展について、文献を通してまとめているが、総計画に対する分析はなく、他国との比較も各国の社会的な背景及び状況を吟味せず、取り上げるのみとなり、政策が持つ政治的意義の研究としての議論が不十分だと考えられる。

日本においてスポーツ振興を考える場合、「スポーツ基本計画<sup>2</sup>」を見ればわかるように、1つの競技に特化した政策を国が打ち出すなど通常は考えられないことである。では、なぜ台湾は、野球にのみ特化したスポーツ振興政策を策定しなけりなかつたのだろうか。この点にこそ、台湾が置かれた特殊な国際事情が存在する。単なるファンにはとどまらない野球に対する民衆の思いと「総計画」に込められた政治的意味を読み解くことは、台湾の体育・スポーツ政策の社会的・文化的特徴を明らかにすることであり、日本と台湾の両者がスポーツ政策をめぐって相互理解をしていくうえで非常に重要なことと思われる。

以上から、本研究では、野球に特化した「総計画」が出された背景とその政策が持つ政治的意味を明らかにし、日本の「スポーツ基本計画」との比較を試みながら、台湾の体育・スポーツ政策の特殊性を提示することを目的とする。

そこで、まずは「総計画」に掲げられた目標やその内容について示し、その内容と提出されて社会的背景に込められた政治的意味を考察していく。日本の「スポーツ基本計画」との比較については、個別具体的な内容の検討というよりも、むしろ両計画が成立している社会的基盤並びに政治的立場の違いを主に取り上げながら、論を進めていくこととする。

また、総計画が公表された2010年当時、台湾の体育・

スポーツを主管する行政組織は体委会であったが、その体委会が成立した1997年から教育部体育司と合併して2013年に「総計画」が施行されるまでの16年間、台湾の体育・スポーツ政策を主管する行政組織の変容にも着目する。他の民間スポーツ組織との関係やその組織体制の変容についても取り上げ、「総計画」が持つ政治的意味を明らかにしていく。

ところで、論を進める前に、「体育」と「スポーツ」の定義をしておきたい。土佐(2015)は、スポーツを定義することはとらえがたい底なしの問題であり、スポーツそのものは実体の曖昧な記号であり、状況によって様々な社会的意味によって充填され、多くの効果を生むことが可能になると述べた(土佐2015, p.10)。本研究の「体育」と「スポーツ」は、「政策的に国威発揚の手段として(土佐2015, p.11)」、「体育」とは「学生野球は主に学校の部活動や体育の授業で行う身体運動」として、「スポーツ」とは「社会人野球、プロ野球といった競技種目」であると定義する。台湾で使用している体育とスポーツの用語について同じ定義をしておきたい。しかし、台湾で「体育」という言葉は、「学校体育」だけではなく「スポーツ」を指す場合もある。そのため、中国語の文献では「体育」と書かれていても、文面によって体育活動や体育運動などを意味する場合と、スポーツを指す場合とがある。しかし、本研究では理解を混乱させないために、引用文ではそのままの表記をとっている。また、体委会についても体育委員会と書かれているが、スポーツの主管機関であることに留意してもらいたい。

## 2. 「振興野球運動総計画」の内容

総計画の目標と具体的な内容は以下の通り<sup>3</sup>である。

### 2.1 総計画の目標

総計画の最終目標には、「野球運動の持続的な発展環境を整え、野球競技の実力を向上させ、『野球王国』の名を取り戻す」と示されている。そのための全体目標とは、以下の2つである。

- 1) 国際競技会での成績は、4年後世界のトップ4入りを果たす。
- 2) 国内の学生野球<sup>4</sup>のチーム数を倍増させる。

<sup>2</sup> 台湾の「振興野球運動総計画」の提出背景に対応するため、本研究で比較を行う日本の「スポーツ基本計画」は、第一期(2012年～2017年)の計画である。

<sup>3</sup> 振興野球総計画の内容は、筆者が当時の体育署のホームページで公示された内容を日本語に訳したものである。図及び表の内容も同様である。

<sup>4</sup> 学生野球とは、中国語では「基層棒球」といい、年齢ごとに少年野球(6歳～12歳以下)、青少年野球(12歳～15歳以下)、青年野球(15歳～18歳以下)、成年野球(18歳～)に分けられ、それぞれ小学校、中学校、高校、大学で行われる。主管は、学校教育の教育部である。台湾の大学野球について、例えば、台湾体育大学の野球チームは、企業の協賛を受けて「富邦公牛」と称し、社会人野球リーグに参加したりもしている。

そして、上述2つの全体目標を達成するための各レベルの副次目標について、以下のように提示している。

- 1) 学生野球の振興一質と量の重視、野球運動の基盤を強固なものにする。
- 2) 社会人野球チームの設立を増加させる－有能な選手を育てる。
- 3) プロ野球の基盤を安定させる－野球を永続的に発展させる。
- 4) ナショナルチームの招集に関する体制を構築する－各スポーツ大会に適した最強メンバーの代表チームを招集する。

上述した目標から見えてくるのは、総計画において主に4つのレベルから台湾野球を振興しようとしていることであろう。4つのレベルとは、学生野球、社会人野球、プロ野球、ナショナルチームである。各レベルに対して具体的な目標を掲げ、台湾野球の全面的な振興を打ち出す政策であるといえるだろう。

次に、各レベルの具体的な計画内容について説明する。

## 2.2 各レベルの具体的な計画内容

前述したように、総計画は主に4つのレベルで野球を振興するため、レベルごとに異なる計画内容を掲げている。まず、学生野球では、学校を基盤とした野球の部活動や野球サークルの設立経費を助成し、チーム数を増加させるなどの計画が立てられた。次に、社会人野球レベルでは、補助金を支給し、新規のチームの

設立に力を注いだ。また、八百長事件などで最も問題視されているプロ野球レベルでは、振興策のみならず、賭博禁止規制や給料などの所得の規定も掲げている。そして、ナショナルチームでは、招集に関する体制を構築することで、野球の国際スポーツ大会での成績を上げようとしている。以下、学生野球、社会人野球、プロ野球、ナショナルチームの4つのレベルで実施する具体的な計画内容を説明する。

### 1) 学生野球

学生野球の振興は「野球紮根工作」と称し、小学校から中学校、高校、大学（専門学校を含む）までの学生野球を包括的に振興する方策を提示している。このレベルを主管する機関は、教育部の体育司（当時）である。詳しい内容は、表1に示す。

この内容は、学校体育主管の教育部が2008年11月に公布した「促進優質学生野球運動方案」の内容を総計画の目標に合わせて修正し、2009年8月に再び公布したものである。

### 2) 社会人野球

総計画が公表される前は、台湾の社会人野球チームは台湾電力と合作金庫の2チームのみだった。学校を卒業後に社会人野球チームに入団する若手選手は少なく、ほとんどはプロ野球を退職した選手である。このような状況を改善するため、総計画では学生野球の基礎を強化すると同時に、社会人野球の底上げにも力を入れた。具体的な内容は表2の通りである。

表1. 学生野球の具体的な内容

レベル	主管及び協力機関	具体的内容
学生野球	教育部体育司 (行政) (※現教育部体育署学校体育組)	① 2013年までに学校チーム数を880チームに増やす。また、野球サークルチーム数を754チームにし、合計1634の学生野球チームを目標とする。 ② 学生野球優先地域及び地域特殊性を強調し、地方に根付かせる。 ③ 学生野球地域の育成制度を構築する。 ④ 積極的に県市長にアピールし、関連活動やイベントを行うように協力してもらう。 ⑤ 「小・中・高・大学の学校運動部コーチ増加計画」を実施し、2013年までに合計16回の研修コース、合計1600名の在職中のコーチの研修を無料で提供する。 ⑥ 野球の試合制度は2010年から地方リーグ、縣市リーグ、地域リーグ、全国リーグがそれぞれ昇降格から制度を構築する。休日を利用して、試合を行う。 ⑦ 恒常的に試合補助費と育成経費を小・中・高・大学に提供する。 ⑧ 2013年までに100の学校簡易野球場を設立する。 ⑨ 学生選手のトレーニング時間数を規定し、学生の学業の補習に協力し、生涯計画の設計に協力する。 ⑩ 学生野球に関するマネジメントを強化し、学生の野球スキルとモラルの向上を共に重視する。
	体育委員会 (行政) (※現体育署)	① 県市政府の学生野球施設の設置に助言や指導を行い、建設経費を増やす。 ② 大学、専門学校リーグと高校の木棒チーム*の育成に協力し、野球の実力を向上させる。 ③ 地方の簡易野球場の建設における経費を優先的に補助する。 ④ 大学、専門学校リーグと高校木棒チームに対して法治教育を実施する。 ⑤ トップレベルの野球大会を企画及び開催する。選手に、それらのスポーツ大会に参加することで誇りを持たせ、野球の人気を回復させる。

\* 国際野球連盟の公式ルールに則って、木製バットを使用する野球チームのことである。



表2. 社会人野球の具体的内容

レベル	主管及び協力機関	具体的内容
社会人野球	体育委員会（行政） （※現体育署）	①中央政府が地方政府や企業に新規野球チーム設立協力を要請し、2013年に10から12の社会人野球チームを設立する*。 ②社会人野球チームの設立経費を補助する。チームごとに毎年上限1000万台湾ドル（日本円で約3000万円）を補助する。 ③八百長や賭博に関与した選手の雇用を禁ずる。八百長事件などが発覚した場合は直ちに補助を停止する。
	中華野球協会（民間）	①プロ野球選手がアマチュア選手になる審査制度を制定する。 ②社会人野球チームに在籍する元プロ野球選手の人数を制限する。 ③社会人野球リーグシーズンと試合数を定め、チームごとに毎年60試合以上の試合を行う。 ④賭博関与した選手は、社会人野球チームに所属することを禁ずる。 ⑤社会人野球リーグの監督、コーチと選手の道徳教育を体委会と協力して実施する。

\* 2013年に総計画が終了した時点で、6チームしか設立することができなかった。

3) プロ野球

民間スポーツ組織に分け、それぞれに関連する振興項目

プロ野球の振興について、いくつかの政府機関及び

目を掲げている。具体的な内容は表3の通りである。

表3. プロ野球の具体的内容

レベル	主管及び協力機関	具体的内容
プロ野球	内政部（行政）	①警政署（警視庁）刑事警察局はプロ野球賭博防犯専門チームを設立し、プロ野球の球場と球団の安全を守る。 ②全国の賭博を一掃する活動を計画し、警察に取り調べの強化を要請する。 ③法務部と責任管轄区制度を制定し、共同で賭博防止及び緊急通報体制を構築する。
	法務部（行政）	①内政部と責任管轄区域制度を制定し、共同で賭博防止及び緊急通報体制を構築する。 ②各責任管轄区域の地方検察署にプロ野球賭博防止専門チームを設立し、球団と共に法律の宣伝と指導及び座談会を行う。 ③各責任管轄区域の地方検察署はシーズン中の試合現場を監視し、シーズン開始前、賭博一掃専門チームを設立し、不法の賭博場所と賭博サイトを摘発する。 ④プロ野球に関する賭博案件について、迅速に処理を行い、裁判をし、判決を下す。
	体育委員会（行政） （※現体育署）	①スポーツくじ発行条例第21条（賭博に関する罰則）を制定し、賭博関与者に刑罰を加重する。 ②定期的に各部会を招集し、賭博防止会議を行う。 ③法務部と警政署と共に具体的な防止措置を検討する。 ④国営企業にプロ野球への協力を要請する。チケットの購入や広告賛助など。 ⑤各球団のホーム球場を優先的に整備する。
	教育部	地方政府と協力し、プロ野球試合観戦を課外教育課程に導入する。
	プロ野球連盟 （民間）	①球団と協力し、選手とコーチの賭博関与に関する規制を制定する。 ②球団内部の安全強化に協力する。 ③球団が契約中のコーチと選手の賭博関与の処罰に関する賠償規定を明文化する。 ④賭博告発窓口を設立し、告発賞金制度を制定する。 ⑤選手の契約金の3分の1の金額を連盟が設置する専用口座に強制的に預金させ、信託財産とする。これは、選手が引退する際に受け取ることができる。だが、賭博関与した場合は、球団が賠償金としてその財産を請求することができる。 ⑥FA制度、選手の最低賃金制度、選手の譲渡制度、退職金制度を制定する。 ⑦紛糾を処理できる仲裁機構を設立する。 ⑧球団の二軍及び本拠地の設置に協力する。
	野球選手労働組合 （民間）	①選手が自分自身を守る意識を向上させる。不法行為をさせられることがないように協力し、専任チームに通報する。 ②選手の給料の一定の割合を強制的に信託財産にする。これは、賭博関与をせずに退職する際に受け取ることができ、退職した選手の生活を保障する。さらに、選手が不法行為に誘惑されることを防止する。
	財政部（行政）	①プロ野球選手の所得の課税方法について、米国、日本の方法を真似し、実行業務所得の課税方式を行うことを検討する。 ②選手の給料の一定の割合を強制的に信託財産にする。退職する際に所得税法の免税規定によって手続きを行うことを検討する。 ③球団が労働者退職条例に基づき、選手に毎月給料の6%の金額を退職金として積立し、選手が退職する際に、積立てられた退職金は、免税規定によって受領手続きを行うことを検討する。 ④産業新規参入条例の規定により、プロ野球に協賛する親企業は、選手の育成費用について、優遇させることを検討する。 ⑤チケットの収入は営業税を免除することについて検討する。

#### 4) ナショナルチーム

台湾を代表するナショナルチームに関する具体的内容について、これまでは各レベルにナショナルチームが組織されていたが、政府、民間組織、プロ野球連盟に対する統一的な選手派遣に関する規定はなかった。総計画が制定されるのを機に、ナショナルチーム選手の招集及び強化に関する協力体制を整えることが目標に掲げられた。具体的内容は、表4の通りである。

総計画では、学校体育と部活に対する経済的な援助だけでなく、人材、技術、施設なども全面的な支援を行う。それによって、学校の部活動のチーム数を増加させ、また、社会人野球チームの設立には地域や企業の協力が必要であるとも明記した。

プロ野球については、八百長や賭博問題の再発<sup>5</sup>を防止し、試合の進行に支障がないように、警察の協力を得ながら試合会場内外で選手の安全と現場の秩序を守るなどの項目も挙げられた。また、ナショナルチームの結成については、体委会が中華野球協会とプロ野球連盟に協力し、試合のレベルによってプロ選手、あるいはアマチュア選手を招集することで、最強のナショナルチームが結成できるように環境を整えた。

最後に、上述した各レベル以外にも、野球のスキル向上や国際スポーツ大会開催などに対する補助項目を挙げている。その項目は、表5の通りである。

以上の総計画の振興内容を見ていくと、学生の部活から国を代表するナショナルチームまで、国を挙げて

表4. ナショナルチームの具体的内容

レベル	主管及び協力機関	具体的内容
ナショナルチーム	体育委員会（行政） （※現体育署）	①国際スポーツ大会の競技レベルによってナショナルチームを編成する。 ②保険業者と協議し、ナショナルチームの運動傷害保険を取り扱ってもらう。 ③長期育成に備え、ナショナルチームを定期的に招集する。 ④トップレベルの大会に出場するナショナルチームの招集について、各組織との協調を行い、ナショナルチームの戦力を確保する。
	中華野球協会（民間）	①ナショナルチームの国際試合への参加における窓口を担う。 ②トップレベルの大会への参加について、体委会に従い、ナショナルチームの招集と合宿に協力する。 ③非トップレベルの大会のナショナルチームの招集と合宿については、中華野球協会に一任し、プロ野球連盟の協力を得る。
	プロ野球連盟（民間）	①トップレベルの大会への参加について、体委会に従い、ナショナルチームの招集と合宿に協力する。 ②非トップレベルの大会のナショナルチームの招集と合宿については、中華野球協会の協力を得る。

表5. その他の具体的内容

レベル	主管及び協力機関	具体的内容
その他	体育委員会（行政） （※現体育署）	①学者・専門家に要請して「野球運動発展チーム」を設立し、適宜意見を求め、野球振興の成果業績を検討する。 ②毎年「野球振興会議」を開催し、改革建言を収集する。 ③国際的に著名なコーチを台湾に招聘し、ナショナルチームの訓練及びコーチの指導を行う。 ④国内の優秀なコーチを野球の先進国家へ研修に行かせ、コーチの素質を向上させる。 ⑤ナショナルチームの招集に対して、運動科学の応用を導入する（メンタルヘルスケア、ドーピング教育の宣揚など）。必要であれば、野球専門運動傷害防護訓練を受けた代替役（兵役の一種：訳者注）の運動傷害防護員を手配し、必要なチームへ派遣する。 ⑥野球村を建設し、野球の事前キャンプや野球試合などで使用する。
	中華野球協会（民間）	①学者・専門家に要請し、「野球技術改革チーム」を招集する。全般的に野球スキル向上への検討をし、野球のスキル向上の改革案を提出する。 ②国際野球親善試合の開催を計画し、海外の野球強国を台湾に招聘し試合を行い、ナショナルチームの実力を向上させる。
	プロ野球連盟（民間）	①シーズンオフの際に、4チームの各地域での事前キャンプを行うと共に地域密着活動を行い、本拠地経営を強化する。 ②冬季野球リーグ戦の開催を計画する。韓国、日本のプロ野球チームを招聘し、台湾で試合を行う。また冬季のトレーニング及び韓国と日本の交流を強化する。 ③アジアプロ野球スポーツ大会の主催を計画する。

<sup>5</sup> 台湾では、野球の八百長及び賭博が社会問題になり、野球選手のモラル問題が浮上している。そのため、野球選手を学校教育の中で育てる必要があると考えて、教育部の傘下にスポーツ組織を取り込む結果となった。

野球を振興しようとしていることが理解できる。その中でも、特にプロ野球に対する具体的な計画内容が最も多く、しかも厳格に規定されている。その理由は、総計画が持つ政治的意味を考察する第3節で議論する。

次に、台湾の体育・スポーツ政策に関する組織の仕組みについてみてみよう。

### 2.3 台湾の体育・スポーツ政策に関する組織の仕組み

台湾の体育・スポーツの主管機関は、1997年に成立した行政院の体委会と1973年に成立した教育部の体育司である。2009年に総計画を立案したのは、当時の体委会の競技運動処(Department of Competitive Athletics)であった。総計画は政府が主導するスポーツに関する政策であるため、その政治的背景や意味を明らかにするには、台湾の体育・スポーツの主管機関に関する仕組みの理解、及びその変容に注目する必要がある。そのため、ここでは台湾の体育・スポーツ政策に関する組織の特徴を示していく。

まず、台湾の体育・スポーツの主管機関の仕組みについて、Tanら(2009)の研究を参考にしながら、現行の台湾の体育・スポーツに関する主管組織の仕組みが成立するまでの経緯をみてみよう。

Tanら(2009)によれば、1997年以降の台湾では、図1のように体育・スポーツを主管する政府機関は2つあった。スポーツ主管の行政院体委会と学校体育主管の教育部体育司である。前者は競技スポーツとスポーツフォーオールにフォーカスし、後者は主に学校体育に関する業務を行っている。1990年代後半の行政体制では、体育司が学校体育や地方レベルの教育システムにおいて政策のプロモーションと実行に関わる直接的な影響を与えていた。

体委会の設立当初、体委会は2つの財団法人、チャイニーズ・タイペイオリンピック委員会(Chinese

Taipei Olympic Committee = CTOC、以下「オリンピック委員会」と略す)と中華民国体育運動総会(Republic of China Sport Federation = ROCFSF、以下「体総」と略す)を通して各スポーツ競技団体を統括するなど、民間組織に依存しながら体育・スポーツ政策を実施していた(Tanら, 2009)。そのため、体委会の設立後は、体委会と上述した両財団法人の間にある緊張関係が生じたという。Tanら(2009)はこのような関係について、「体委会が政府から課せられたスポーツ政策目標を効率よく実行・達成していく上で、これまでに築き上げられた体総とオリンピック委員会を中心としたスポーツ体制がその効率性を妨げるようになった」と指摘している(Tanら, 2009)。

また、体総は体委会から予算をもらい、ナショナルスポーツトレーニングセンター<sup>6</sup>(National Sports Training Center = NSTC、以下「NSTC」と略す)の前身である左営訓練センターを管理し、そこで国家代表選手の招集とナショナルチームの合宿を行っていた。しかし、体総は目標であるオリンピック大会でのメダル獲得を達成することができなかつたため、体委会は体総の予算を削減し、左営訓練センターを直接管理する権利を奪い返すことにした。さらに体委会は、今まで体総を通して各スポーツ競技団体に配分していた予算を、各スポーツ競技団体に直接配分することにした。

このように2000年以降、図2で示されるように、体委会はオリンピック委員会と体総だけでなく、各スポーツ競技団体にも予算を分配し、ナショナルスポーツ組織に直接的に影響を与えるようになった。体委会に設置された競技運動処は、NSTCを管理し、潜在能力のある若いアスリートを発掘するだけでなく、NSTCでトレーニングさせることもできるようになった。これは、体総の代わりに、体委会が各スポーツ大

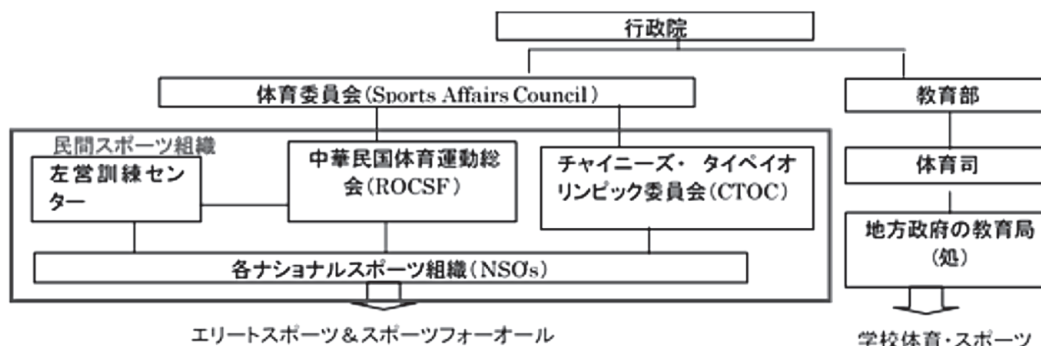


図1. 1990年代後半台湾の体育・スポーツ行政組織図 (Tanら, 2009より改変)

<sup>6</sup> 2001年に「左営訓練センター」を「ナショナルスポーツトレーニングセンター(NSTC)」と改称した。主管も国防部から体委会になった。2013年体育署に主管を変え、2015年に行政法人ナショナルスポーツトレーニングセンターになり、教育部が主管するようになった。2016年に行政院に任務型の体育運動発展委員会が設立された。体育運動発展委員会は、任務によって体育・スポーツの統括機関として各部会の調整及び総括する組織である。体育署は決議の執行部会である。



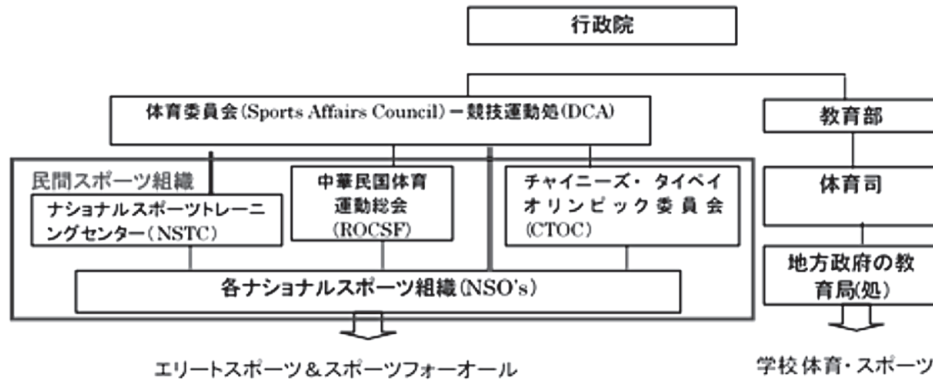


図2. 2008年台湾の体育・スポーツ行政組織図 (Tan ら, 2009 より改変)

会の競技結果に関する責任を負うようになったということである。

以上のように、体委会の設立当初は体総とオリンピック委員会にその実質的な統括機能があり、スポーツ政策の立案と実行は両組織に支えられていたが、NSTCの管理責任所在に関する訴訟事件後、状況が一変した。その訴訟事件とは、体総は自らの利益を守るため、体委会がNSTCを管理することが違法であることを裁判所に訴えた。だが、その施設はもともと教育部と体委会が補助金を出して国防部（日本の防衛省に類似する）から借用した施設で、体総の所有物ではなかったため、体総が敗訴した。この裁判の結果、体総の権力は衰退した (Tan ら, 2009)。すなわち、両財団法人への経済的な支援の配分の見直しによって体委会の影響力が強くなり、実質的な影響力を行使する

ことができるようになったと言えるだろう。

しかし、上述した体委会、体総、オリンピック委員会の関係は、行政院の組織改編により2013年1月1日にスポーツ主管の体委会と学校体育主管の体育司が合併し、教育部の傘下組織である体育署 (Sports Administration, Ministry of Education) (図3) が新設された後にさらに変化した。

新たに台湾の体育・スポーツの最高行政指導機関となった体育署は、学校体育・スポーツが1つの部門（学校体育組）となり、競技スポーツ（エリートスポーツ）と全民運動（スポーツフォーオール）を統合するスポーツ振興の統括組織として生まれ変わった。

また、2014年1月、体育署は体総とオリンピック委員会と協力し合い、共同声明を発表した。「オリンピック委員会、体総、教育部体育署は、互いに協力す

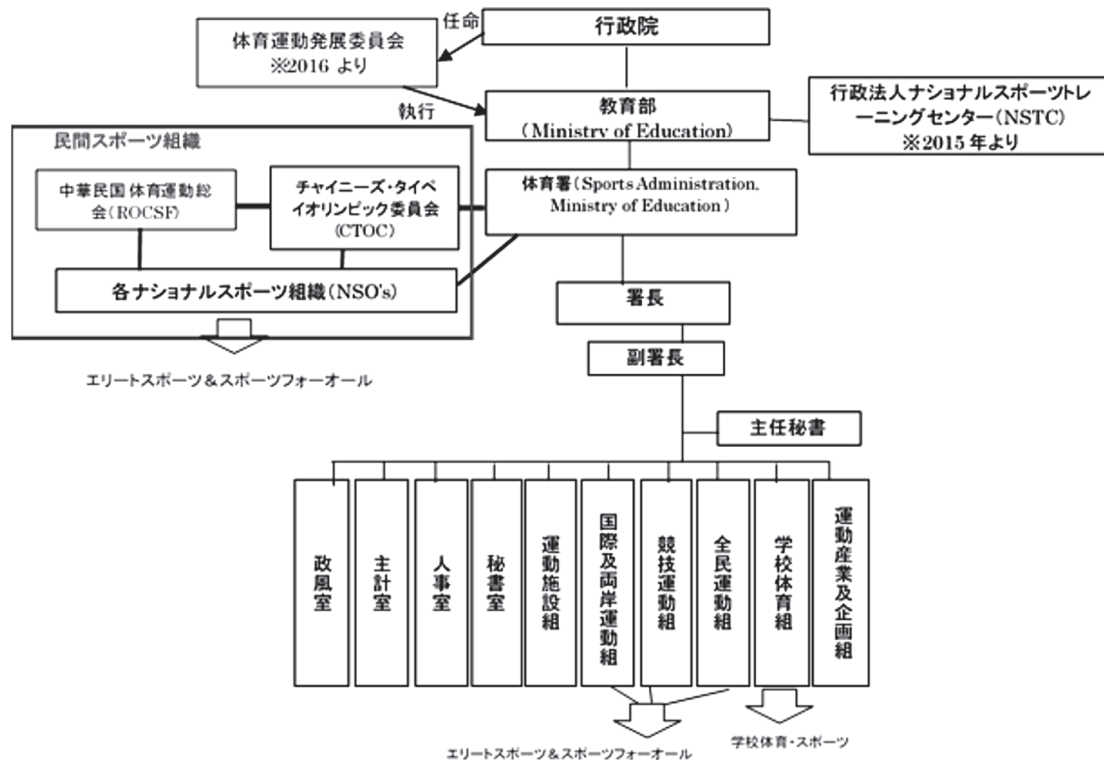


図3. 2021年現在の台湾の体育・スポーツ行政組織図 (体育署 HP より加筆)

る組織によるトリプルウィンの新局面を創造する。目標を一致させ、密接に協力し合い、積極的に社会資源を求め、優秀なスポーツ選手をサポートし、各スポーツ競技団体に協力する。また、体育（スポーツ）専門的な人材を育成し、競技スポーツのレベルを向上させ、全民運動を普及させ、オリンピック活動を普及させ、我が国の体育（スポーツ）発展に貢献する。互いに協力し合い、頂点を目指すことを誓い、ここに声明として発表する」という声明を通して、台湾の体育・スポーツの発展に尽力することを誓った。

上述した体育署、体総、オリンピック委員会という3者の関係の変化から、教育を基盤とする体育から、競技スポーツ、全民運動まで「官民一体となって」発展させようとする台湾の体育・スポーツ政策の特徴が見られる。また、総計画の内容を見ると、学生野球の部活からナショナルチームまで野球を振興する一連の政策は、教育的基盤から台湾野球を振興していくという、まさに同じ特徴を持つものとして捉えられる。このように、総計画が持つ（教育を基盤として台湾野球を振興していくという）政治的意味から、体委会が教育部の体育署に吸収合併されたという組織変容は、新たな台湾の体育・スポーツ政策の政治的な意図が反映されたことによるものとして理解することができる。

次に、総計画が持つ政治的意味をより詳しく考察する。

### 3. 「振興野球運動総計画」が持つ政治的意味

菊（2015, pp.240-243）によれば、「近代以降の社会において個々人を拘束する政治の単位となったのは国民国家（nation-states）」であり、「特に国家（=state）的な危機に際しては、声高にネーションの主張=ナショナリズム、を意図的に意識し、また意識させようとする政治的パワーが働く必要が出てくる」と述べており、「国民と国家との関係をつなぐ諸政策のスタイルとその文化的装置としてのスポーツの取り扱いについては大きな特徴がみられる」という。さらに、近代の東アジア諸国の国家体制を確立するために「国家から国民への政策供給の論理、すなわち上からのトップ・ダウン型政策の必要性」が優先されると指摘している。

第2節で論じた総計画の内容を見ていくと、トップの体委会だけではなく、政府組織の教育部、内政部、法務部などの政府の行政機関、並びに民間スポーツ組織の野球協会、プロ野球連盟、野球選手労働組合などにも協力を要請するような内容が取り入れられた。このように他の行政機関や民間スポーツ組織の協力を総

計画に明記した理由として、台湾における野球という種目の特殊性がある。林（1995）によれば、70年代の台湾の国民党政府は対外的に国際的な立場を承認された一つ的手段として少年野球の存在があった。その後も野球を政治的に利用し、台湾人の新たな認同意識を構築していくようになる（童, 2012）。このような歴史的背景があったからこそ、台湾では野球というスポーツを台湾全体として振興しなければならないという台湾政府の思惑があると考えられる。さらに、台湾は、国際政治社会に認められるためには、野球というスポーツを通してしか自国の存在をアピールできない側面があると考えられる。つまり、台湾政府には台湾人を凝集するため、野球を強化しなければならないという重要な政治的理由がある。童（2012）は、台湾に住む人々が野球を通して「われわれ」という意識を再確認することができ、野球が新たな台湾認同意識の表象になる一つのツールとして、その可能性と事実が見られると述べた。そのゆえ、官民を含む協力が必要なのである。

そのため、台湾政府が提出した総計画の内容に菊がいうトップ・ダウン型政策のみならず、ボトム・アップ型の政策が実現できたと言えるであろう。その背景には、野球が「我が国がメダルを獲得できる有力な競技種目である」ことや「野球は国民が最も愛好するスポーツ」であり、さらに、「我が国は野球を通して国際社会で国力のアピールができ、国際的にも注目される最も重要な競技種目である」といい、野球の国際スポーツ大会での成績不振は、野球に対する振興の資源が不足しているためと強調し、「より多くの優秀選手を育て、国際競技レベルを向上」させるために、総計画が制定されていることがある。上述した内容はまさに「自らが所属する国民国家の存在を意識しようとする（菊, 2015, p.260）」ことである。総計画の政治的な意味がさらに強調されている。

現在、第2.3節で論じた台湾のスポーツ組織の変容でも分かるように台湾全体のスポーツを振興するには教育としての体育の基盤を強化する計画「教育部體育署補助推動學校體育運動發展經費原則（教育部體育署學校體育スポーツ發展推進經費補助原則）」が制定されているが、それ以外にも、総計画の名残である学生野球を振興する政策「補助各直轄市、縣（市）政府推動中小學社區（團）學生棒球發展計畫（各市県の学生野球発展の推進を補助する計画）」が継続していることが確認できた。（教育部體育署）

次に、政治的意味を持つ総計画と日本のスポーツ基本計画とを比較し、台湾の体育・スポーツ政策が持つ特殊性を明らかにしてみたい。



表6. 野球運動総計画の依拠事項

依拠事項	説明
総統選挙政見の実践	2008年1月19日総統選挙の際に、馬英九総統（当時は、選挙前であった）が基隆（台湾北部の都市）市立体育館で行われた全国体育界馬蕭後援総会（総統候補の馬英九と副総統候補の蕭萬長を応援する台湾体育界の集会）の設立記念大会で公言した体育・スポーツの政策である。 「台湾の体育・スポーツ人材の育成について法制化をしなければいけない」と公表した。野球の振興こそ必要であるため、計画を立案し、予算を編制し、計画を遂行することに至った。
行政院の指示	2008年、台湾プロ野球チームの八百長事件やプロ野球チームの解散、WBC日本予選での敗退などがあり、台湾プロ野球の20年目としては競技力低下の不安があった。そのため、2008年10月30日、行政院が体委会に依頼し、「振興野球運動-職棒（プロ野球）再生、活力再現」をテーマにして、人民に感動を与え、野球を救おうとするキャンペーンを行った。
現状と实际需要	2008年北京オリンピック、中華隊（台湾チーム）が7対8で大陸隊（中国チーム）に負けた。兩岸（台湾と中国）の野球試合の対戦では、初めての敗戦であったため、台湾は騒然となった。当時、台湾のプロ野球チームの「米迪亜ティー・レックス」での八百長事件が発覚していた。「中信ホエールズ（台湾プロ野球チーム）」の解散とWBC東京予選の敗戦などが重なり、台湾野球は、最も暗い、低迷時期に陥った。しかしながら、野球は台湾では民衆が最も愛好するスポーツであり、「国球」と呼ばれ、野球の盛衰は民衆の感情に深く影響を与えている。したがって、台湾野球を再建することで、ファンの期待に応えられることから、体委会の責務は、台湾の体育・スポーツ振興を行うことであり、国球-野球を振興するために、「野球振興計画」を公表した。本計画は、台湾全体の野球環境を改善し、野球を振興し、人々の野球に対する興味及び自信を回復することが期待されるものである。
総統「野球国是座談会」での指示	人々は野球の振興に対する期待があるため、総統は、2009年12月1日に「野球国是座談会」を開き、中華野球協会、台湾プロ野球連盟、各プロ野球球団、野球ファン及び学者専門家からの意見を聞き、行政院に「振興野球運動専門チーム」を設立した。そこでは、行政院の副院長も召集し、体委会が行政機関の窓口を担当することになった。さらに、教育部、法務部、中華野球協会、台湾プロ野球連盟、各プロ野球球団の選手労働組合及び野球ファンの代表者と共に議論し、具体的な計画を提案することとなった。振興野球運動総計画は、体委会が提出した野球振興計画を基盤にし、各関連行政機関、野球関連組織と団体が提供した意見を統合し、作成することとなった。総計画の中では各部会が詳細な計画書とスケジュールを作成し、それらを実行・推進することが掲げられている。

#### 4. 台湾「振興野球運動総計画」と日本「スポーツ基本計画」との比較

多々納（1997, p.133）は、スポーツの国際比較研究について、諸外国の特殊性とその社会構造という全体の背景を考慮に入れ分析すべきだと述べ、「分析を通じて諸国間の社会的・文化的な特殊性と相違性を明らかにすることが可能となってくる」と述べている。このことから、台湾の総計画が持つ社会的・文化的な特殊性を明らかにするために、日本のスポーツ基本計画と比較することは、日本のスポーツ政策にとっても、意味があるものと考えられる。

日本は、スポーツを振興するための具体的な施策として、2011年に「スポーツ基本法」を制定し、2012年には「スポーツ基本計画」が公表された。この「スポーツ基本計画」では、振興の対象を「スポーツ」としており、どの種目を推進するかは具体的に言及していない。そこには、日本社会が持つ社会的・文化的な特殊性があると考えられる。詳細については後述する。

まず、台湾の総計画と日本のスポーツ基本計画の類似性と相違性を考えてみたい。類似性としては、両計画とも、国のスポーツ政策として打ち出されたもので、いわゆる国家政策としての位置づけになっている。田

原（2015, p.226）は、スポーツ基本計画の元となる「スポーツ基本法」の制定への議論が活発になったのは東京都がオリンピック・パラリンピック招致の国内都市に決定されたことがきっかけであると述べた。スポーツ基本計画は国際競技大会でのメダル獲得が目標となり、金メダル獲得ランキングについて、「夏季大会で5位以内、冬季大会で10位以内」などが明記された。台湾の総計画の中でも「国際競技会での成績は、4年後世界のトップ4入りを果たす」という目標を掲げている。

さらに、日本のスポーツ基本計画の中で上述した競技スポーツだけではなく、学校体育の武道必修化とともにスポーツ指導や実施するための施設の整備なども課題として掲げている（スポーツ基本計画, pp.9-13）。そのため地域と学校は、地方公共団体、企業、大学との連携・協働が重要であるとも明記している（スポーツ基本計画, p.53）。台湾の総計画では、プロ野球の八百長と賭博問題の再発防止策として、各プロ球団と行政が協力する内容が明記された。つまり、日本と台湾はスポーツ（野球）が振興するには「官」と「民」の協力が必要である点が共通している。

一方、その相違性については、日本はスポーツ全体を振興することが政策的意図となっているが、台湾は

単一種目の野球を振興しているところに表れている。なぜ、このような相違性が現れるのかについては、多々納（1997, p.133）が指摘したように「諸国間の社会的・文化的な特殊性」に基づき、国際比較研究を通じて明らかにすることで、日本のスポーツ基本計画の社会的・文化的な特殊性も明らかになるのではないかと考える。

また、台湾の「振興野球運動総計画」と日本の「スポーツ基本計画」の内容を比較すると、以下のようなことが指摘できる。

第一に、振興対象について、台湾は学生野球からナショナルチームまでを対象としているのに対して、日本は「年齢や性別、障害等を問わず、広く人々が関心、適性等に応じてスポーツに参画することができる（スポーツ基本計画、2012）」と子どもから大人まで幅広く振興する対象をとらえている。

第二に、具体的施策について、総計画では具体的に学校の部活のチーム数増加を目標に挙げたのに対し、スポーツ基本計画では目標とする数値は挙げず、「目指すべき具体的な社会の姿」を表7のように挙げている。

このように日本は、総合的なスポーツ基本計画を掲げるとしているのに対し、台湾は単一種目の野球に特化した総計画を打ち出している。その背景には、台湾が持つ国民国家としての不安定性<sup>7</sup>（国際社会に国民国家として認められていないという不安）があると考えられる。逆に言えば、日本は国民国家としての安定（国際社会に国家として認められている安心）があったから、「スポーツ」という総合的な政策を立案できるのではないだろうか。

坂上（2015, p.76）は、メジャーなスポーツ（オリンピック競技など）だけではなく、「マイナーな伝統的民族スポーツであっても、否、それゆえに対外的な危機感や対抗意識などを背景として」武道のスポーツとしての意義が注目され、「近代国家を構成する民族の統合や文化的アイデンティティを創造するために運動や政策として発見する場合もある」と述べた。「19世紀の国家的な危機を背景とし、民族主義的な体育運

動として登場したドイツのツルネン、スウェーデンの「スウェーデン体操」などがある。坂上は、武道の国家政策化の戦前と戦中の歴史を辿り、武道の発展は、「国家非常時、民族自覚の時期（2015, p.79）」と指摘している。本研究では、当時の各国の歴史、社会背景に精査することができなかったが、政策が打ち出された理由には、国民国家の基盤、あるいは国民国家としての危機があったからであろう。

現在の日本は、武道（特に学校武道）を「文化・伝統の尊重と国際理解の推進であり、『国際化』の名のもとに日本の伝統文化や道徳教育（坂上, 2015, p.99）」を重視している。つまり、日本のスポーツ基本計画が目指す具体的な社会の姿が日本武道を通して実現できると考えられる。戦前戦中日本の武道と同様、台湾野球は台湾の歴史を辿り、国民国家の安定としての可能性を目指そうとしていた。しかし、現在の台湾は、日本のような安定した国民国家としての立場を持っていないため、より具体的な種目に特化して振興することで、その立場を国際社会に認識させるという政治的な意図が強く政策に反映されていると考えられるのである。

## 5. 結論と今後の課題

本研究は、台湾の野球振興政策の「総計画」の内容を取り上げ、その具体的な内容を示した上で、台湾の体育・スポーツを主管する行政組織の変容に着目した。また、日本の「スポーツ基本計画」と比較し、台湾の体育・スポーツ政策において「野球」のみを強化する総計画の特殊性を明らかにした。

総計画では、各競技レベルの具体的な内容を明示して、野球を振興するとともに、教育（体育）を基盤として野球を振興していくという政治的意図が明らかに示された。体育・スポーツ政策の主管機関に変容があっても、野球を振興する重要性を一貫して示しながら野球を振興しており、そのことに対する政治的な意図（国際社会に向けたアピール）を総計画の内容から垣間見

表7. スポーツ基本計画の目指すべき具体的な社会の姿

具体的な社会の姿	①	青少年が健全に育ち、他者との協同や公正さと規律を重んじる社会
	②	健康で活力に満ちた長寿社会
	③	地域の人々の主体的な協働により、深い絆で結ばれた一体感や活力がある地域社会
	④	国民が自国に誇りを持ち、経済的に発展し、活力ある社会
	⑤	平和と友好に貢献し、国際的に信頼され、尊敬される国

<sup>7</sup> 鈴木（2014, pp.79-80）によれば、国連に加盟されている193カ国は、「すべて『国民国家』であるはずで、なぜならば、国連加盟国になるには『主権国家』として承認されていなければ加盟国になれない」のである。また、「主権国家成立の条件は『他の主権国家』から『主権国家』としての承認をうけることなので（鈴木, 2014, p.83）」あり、台湾は、マーシャル諸島やエスワティニ王国などと国交があるが、国連に加盟されていないため、国民国家としての不安定があると考えられる。

ることができた。

また、台湾の総計画を日本のスポーツ基本計画と比較し、野球のみを振興しなければならない台湾とスポーツ全般を振興する日本との違いには、国民国家としての安定性の有無という立場の違いがその背景にあるものとして推察され、そこから台湾の体育・スポーツ政策の特殊性を明らかにした。そこでは、台湾の体育・スポーツ政策の極めて重要な政治的な課題の反映という特殊性が示され、日本のスポーツ政策との違いをより深く探求する必要性が示唆された。今後は、台湾の体育・スポーツ政策の性格をより詳細に精査し、日本との比較研究を念頭に置き、台湾並びに日本における政策作りを検討するための資料としたい。

### 参考文献

- 大紀元 (2003.10.25). 《陳水扁主持亞州棒球錦標賽中華代表隊授旗》, <http://www.epochtimes.com/b5/3/10/25/n399847.htm> (最終閲覧 2021.3.10).
- 行政院体育委員会 (2010). 〈振興棒球運動總計畫 (振興野球運動總計畫)〉. 《行政院 99 年 3 月 3 日院臺體字第 0990007256 號函核定》. <https://mingon.pixnet.net/blog/post/12289325> (当時の行政院体育委員会のホームページ内容を残すウェブサイト, 最終閲覧 2021.10.18).
- 立法院公報 (2011). 〈二, 行政院體育委員會主任委員就「振興棒球計畫」執行情形提出報告, 並備質詢〉. 《立法院第 7 屆第 8 會期 教育及文化委員會 第 11 次全體委員會議紀錄》, 第 100 卷第 82 期 委員會紀錄, pp.243-285.
- 菊幸一 (2015). 「第 8 章 東アジアを貫く時間軸とスポーツ政策」, 土佐昌樹編著『東アジアのスポーツ・ナショナリズム—国家戦略と国際協調のはざまで—』, ミネルヴァ書房, pp.239-267.
- 教育部体育署. <http://www.sa.gov.tw/> (最終閲覧 2021.10.20).
- 國民體育法. <https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=H0120001> (最終閲覧 2021.7.27).
- 劉照金 (2009). 〈體育政策〉. 《體育行政概論》, 2-1, pp.2-26.
- 林琪雯 (1995). 《運動與政權維繫 - 解讀戰後台灣棒球發展史》. 台湾大学社會學研究所碩士論文 (未出版).
- 坂上康博 (2015). 「第三章 日本の武道—ナショナルリズムの軌跡—」, 土佐昌樹編著『東アジアのスポーツ・ナショナリズム—国家戦略と国際協調のはざまで—』. 京都: ミネルヴァ書房, pp.75-110.
- 鈴木英輔 (2014). 「民族国家の意味と『国民国家』という概念の持つ混乱: 『市民社会』の『世界秩序システム』への参加へ」, 『総合政策研究』, 47 号, pp.79-97.
- スポーツ基本計画 (概要) (2012). [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/sports/plan/index.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/plan/index.htm) (最終閲覧 2021.8.11).
- スポーツ基本計画 (本文) (2012). [https://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/sports/detail/\\_icsFiles/afieldfile/2012/04/02/1319359\\_3\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/sports/detail/_icsFiles/afieldfile/2012/04/02/1319359_3_1.pdf) (最終閲覧 2021.11.7).
- 總統府新聞 (2009). 《總統主持「振興棒球運動總計畫執行策略簡報 (振興野球總計畫執行策略プレゼン会議)》. <https://www.president.gov.tw/NEWS/13948/%E6%A3%92%E7%90%83> (最終閲覧 2021.7.27).
- 多々納秀雄 (1997). 「第 3 章日本のスポーツ論 I 『日本のスポーツ』論の認識論的・方法論的諸課題」. 『スポーツ社会学の理論と調査』, pp.129-149.
- 田原淳子 (2015). 「第七章 日本のスポーツ政策と国際競技大会—競技スポーツ政策と多角的なスポーツ交流—」, 土佐昌樹編著『東アジアのスポーツ・ナショナリズム—国家戦略と国際協調のはざまで—』, ミネルヴァ書房, pp.207-237.
- Tan, Tien-Chin, Cheng, Chih-Fu, Lee, Ping-Chao & Ko, Ling-Mei (2009). Sport policy in Taiwan, 1949-2008: a brief history of government involvement in sport. *International Journal of Sport Policy*, Vol.1, No.1, pp.99-111.
- 土佐昌樹編著 (2015) 『東アジアのスポーツ・ナショナリズム—国家戦略と国際協調のはざまで—』. 京都: ミネルヴァ書房.
- 童安佚 (2012). 「新台湾ナショナル・アイデンティティの形成に及ぼす国際野球イベントの影響: 2001 年ベースボールワールドカップを事例にして」. 『体育学研究』, 57 卷, pp.103-118.
- 翁志成 (2009). 〈我國競技運動政策之發展〉. 《育達學院學報第 19 期》, pp.101-118.